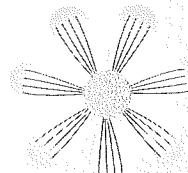
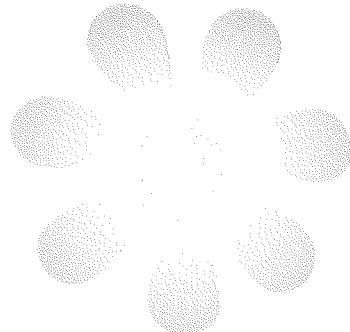
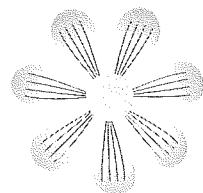
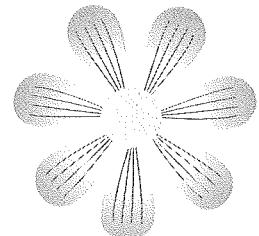
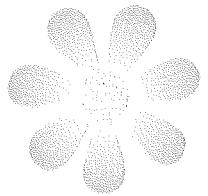
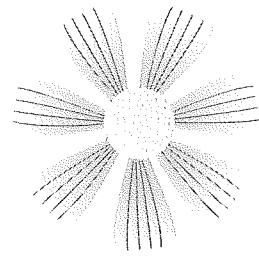


資 料





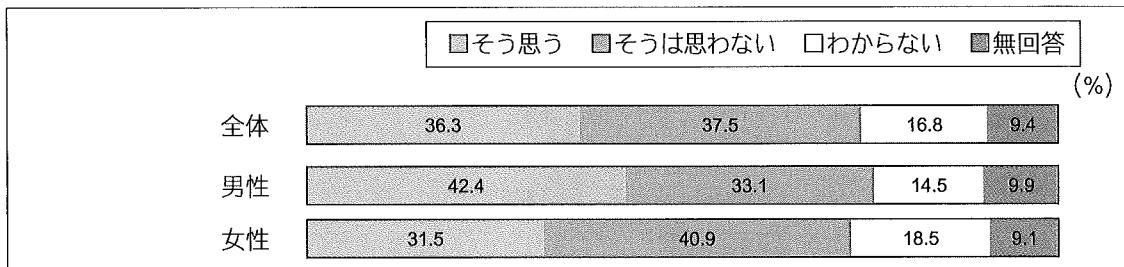
## 男女共同参画に関する意識調査結果(抜粋) 実施時期 H21. 8.17 ~ 31

### ≪市民対象≫

#### 仕事や社会活動

##### ◆ 職業・仕事

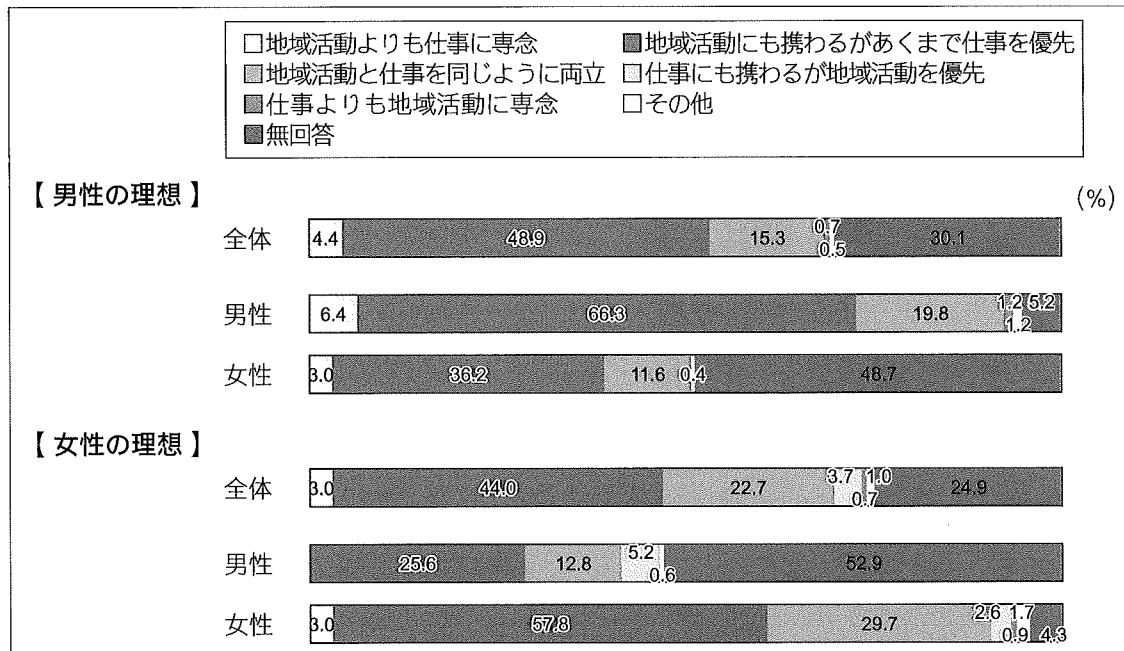
問 12 全般的にみてあなたは、家庭と両立しながら働きやすい状況にあると思いますか。



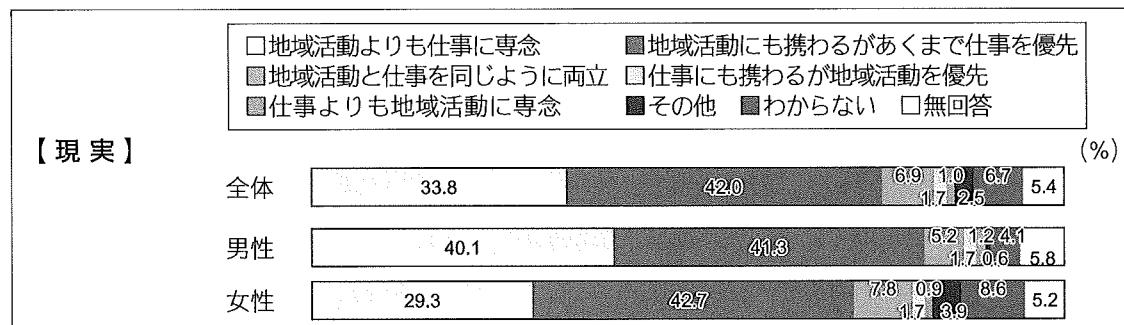
##### ◆ 仕事と地域活動や社会活動との関係

問 18 あなたは、町内会やボランティア活動などの地域活動は、仕事との関係において、どのように取り組むことが望ましいと思いますか。また、現実はどのようになっていると思いますか。

##### ①望ましいと思う仕事と各種活動との関係



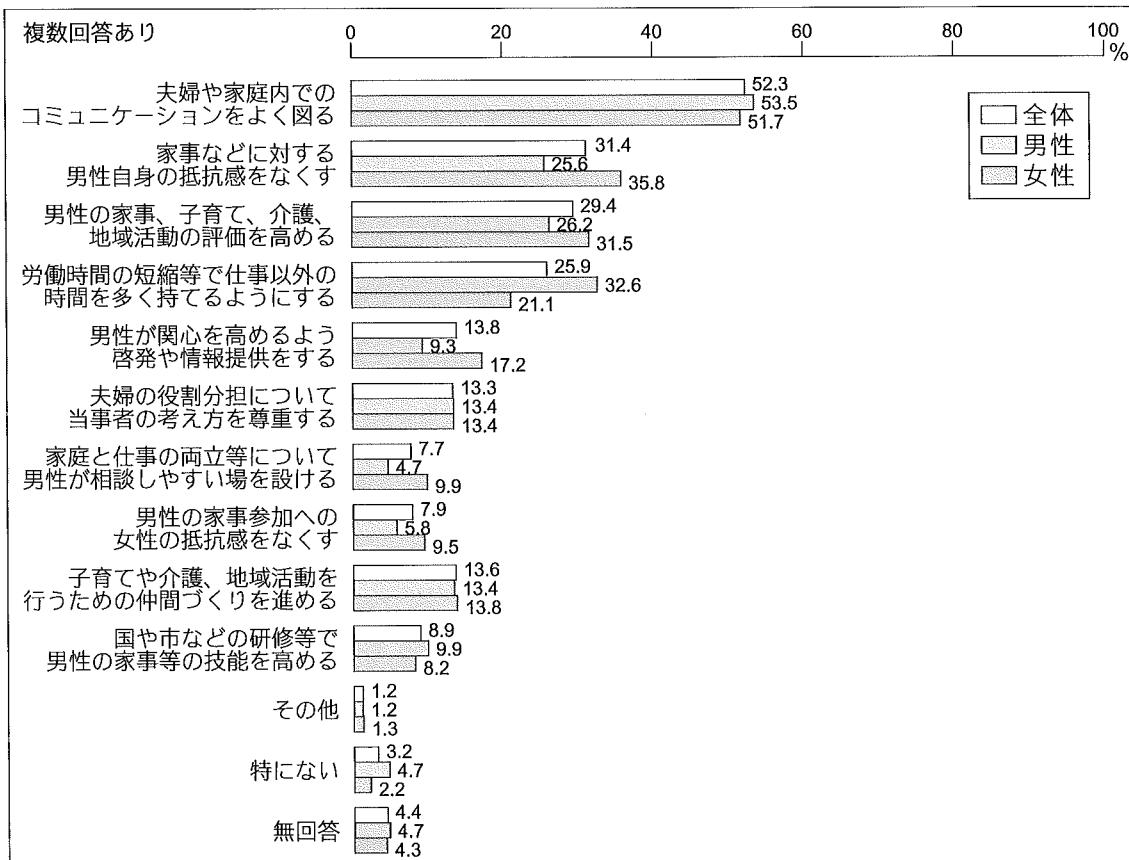
##### ②現実の仕事と各種活動との関係



## 資料

### ◆ 男性の家事参加等に必要なこと

問20 男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加を促進するために必要なことは何だと思いますか。



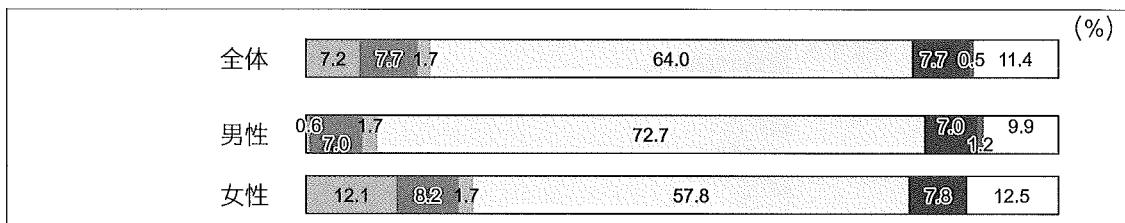
## 人権や健康に関する考え方

### ◆ 男女間の暴力的行為

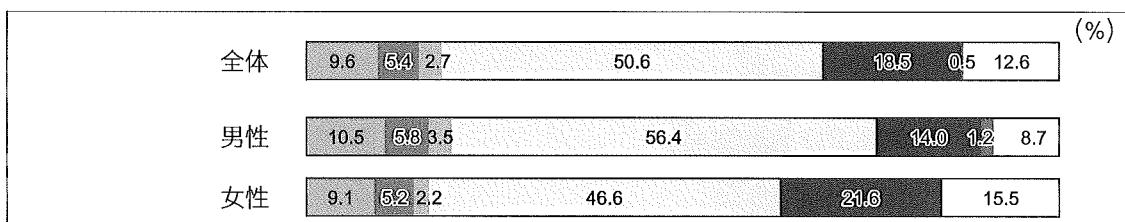
問21 以下のことについて、身近に聞いたり、経験したことがありますか。

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ■自分が経験したことがある     | ■友人や同僚で経験した人がいる |
| ■身近な人から相談されたことがある | □一般常識として知っている   |
| ■聞いたことがないし、知らない   | ■その他 □無回答       |

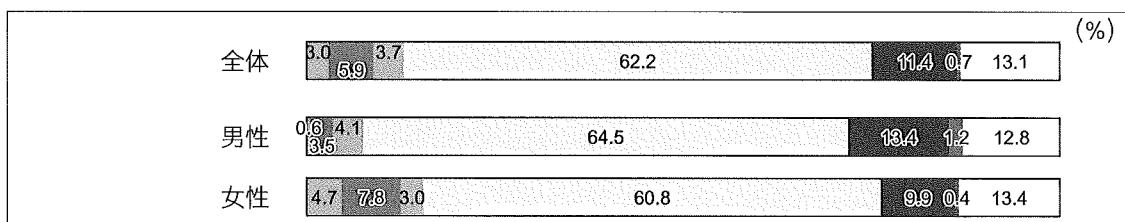
#### ①セクシュアル・ハラスメント



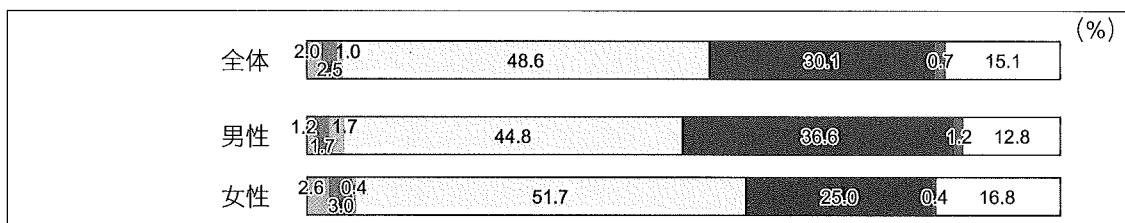
#### ②パワー・ハラスメント



#### ③ドメスティック・バイオレンス



#### ④デート・DV

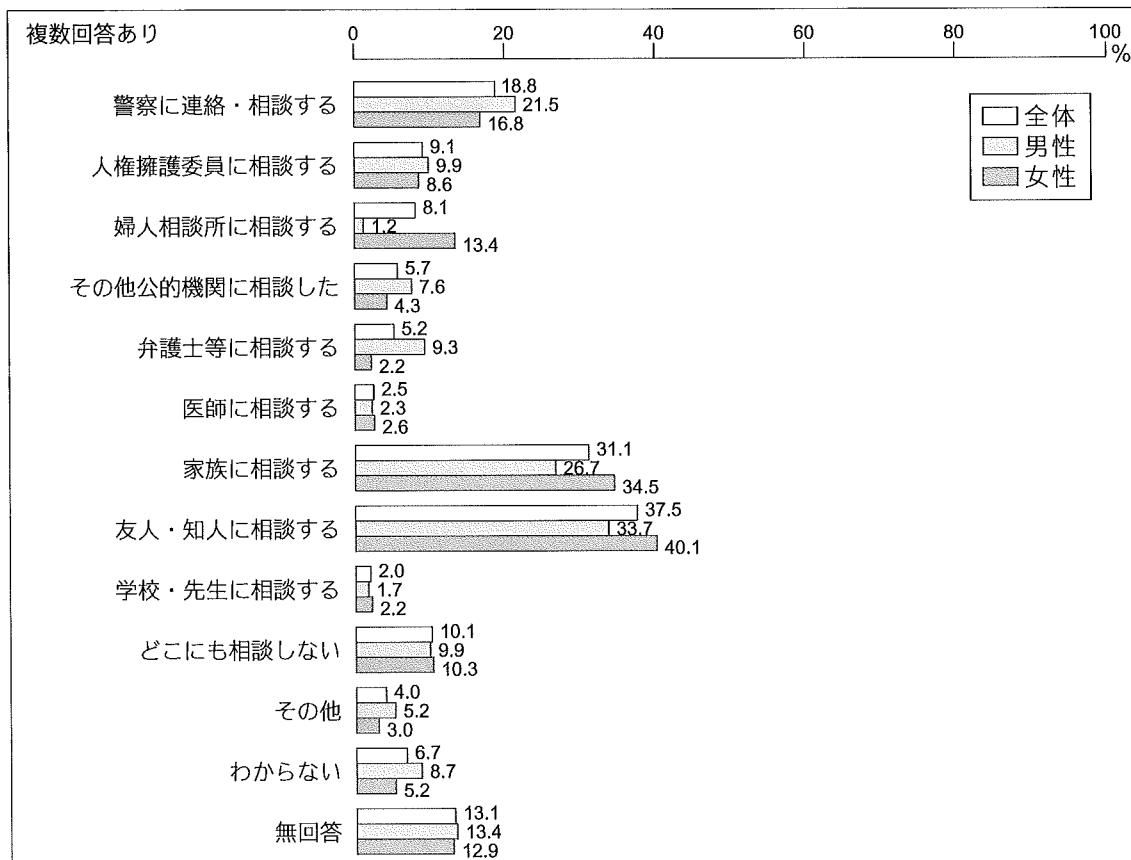


## 資料

### ◆ 被害を受けた場合の対応

#### 被害の相談

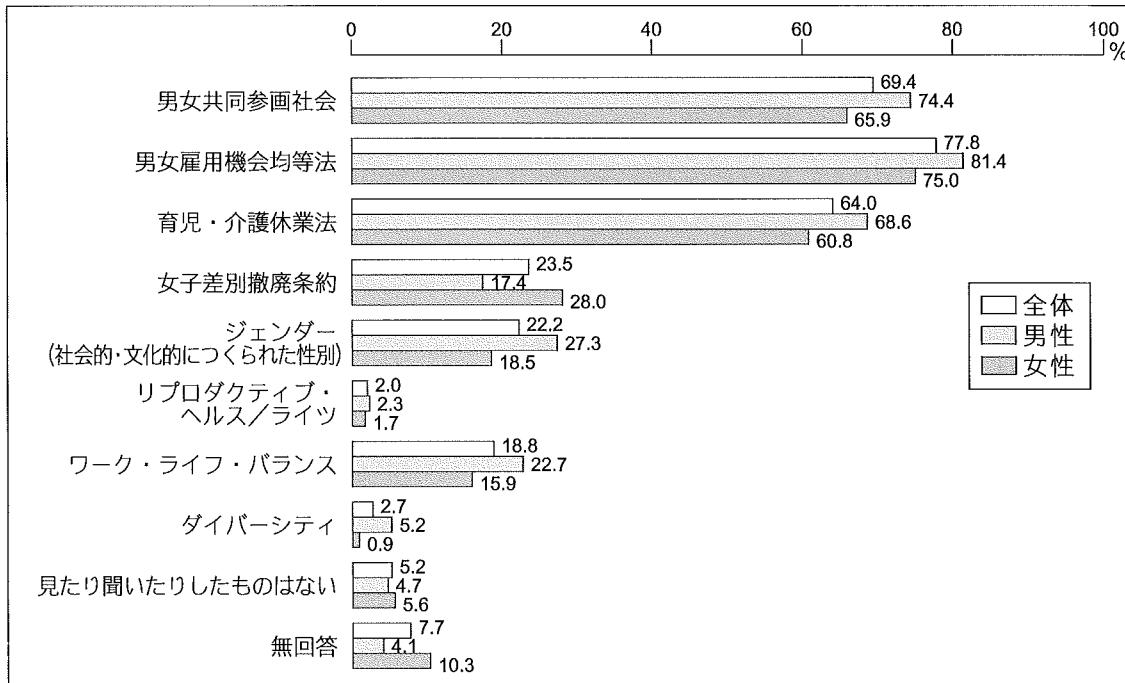
問22 あなたが問21のような行為をされた場合、だれかにうち明けたり、相談しますか（しましたか）。



## 男女共同参画社会に関すること

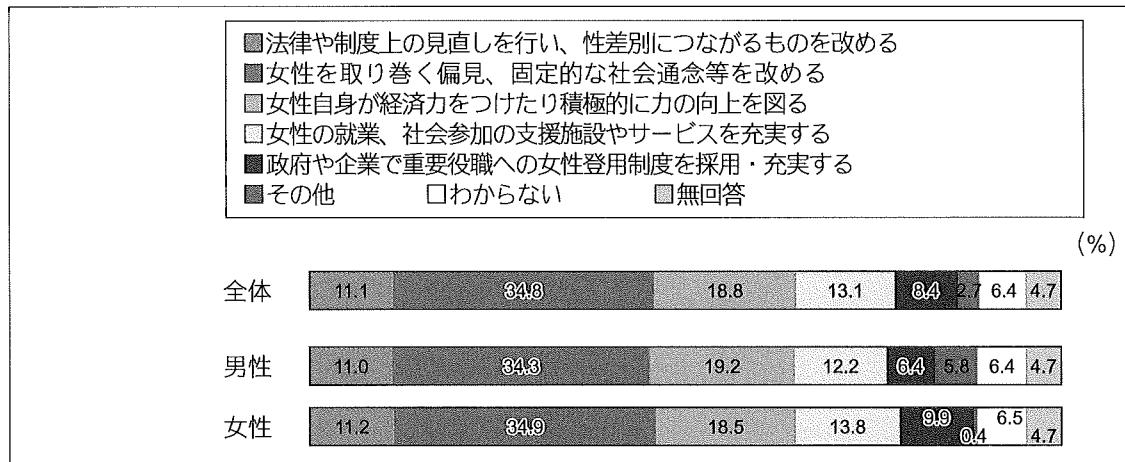
### ◆ 男女共同参画社会の関連用語の認知

問 25 次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはありますか。



### ◆ 男女の地位を同程度にするために重要なこと

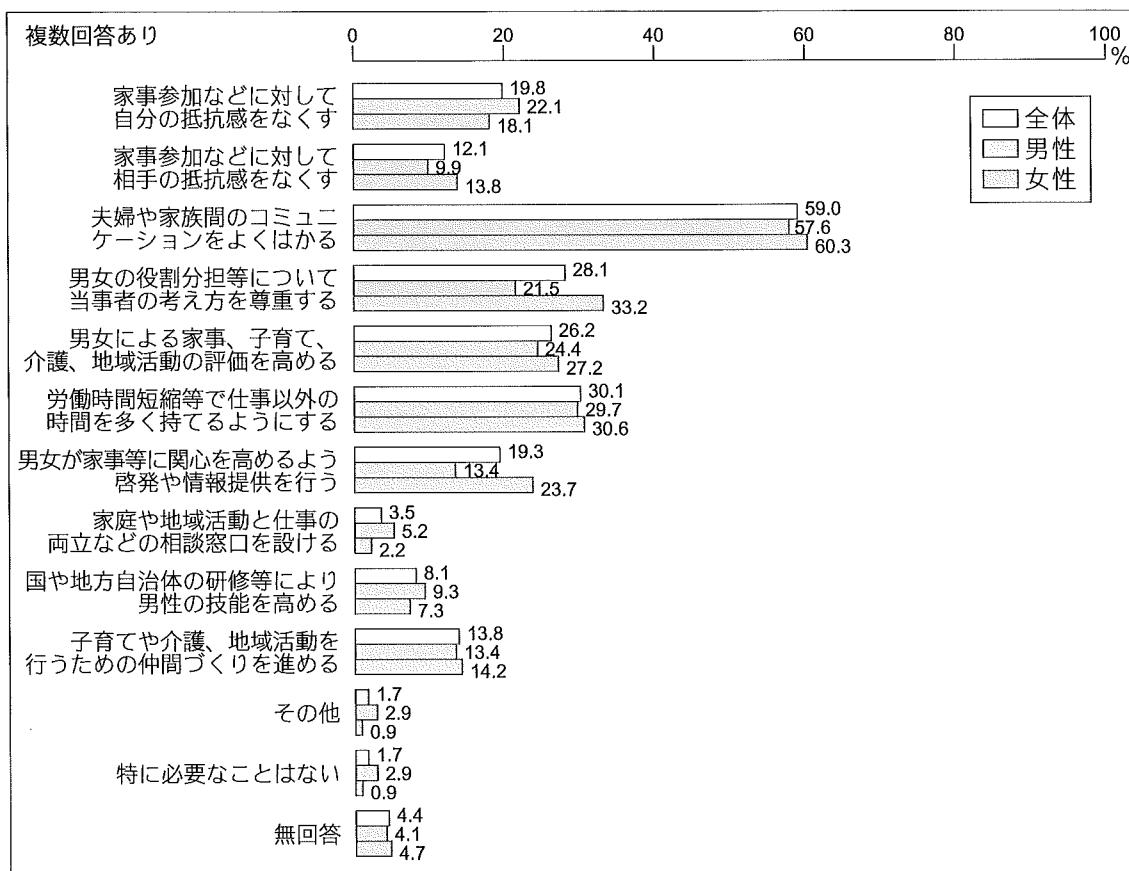
問 29 あなたは、男女の地位を同程度にするために最も重要だと思うことは何ですか。



## 資料

### ◆ 男女共同参画に必要なこと

問31 あなたは、男女が共に家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。

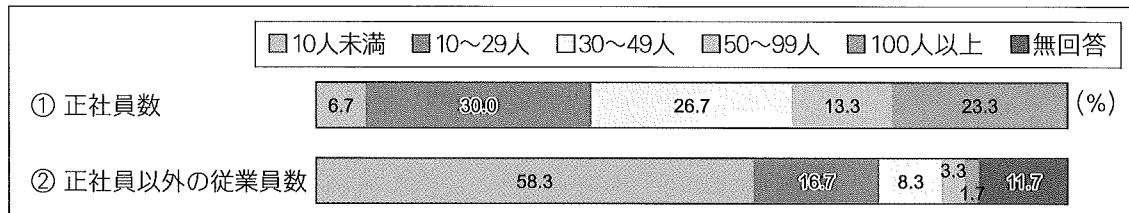


## ＜事業所対象＞

### 事業所の概要等

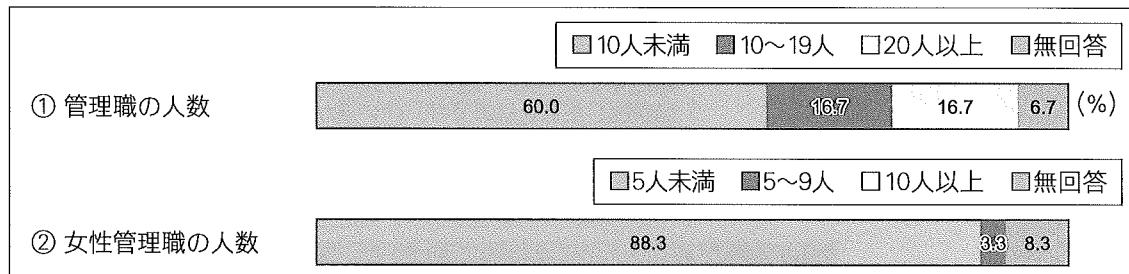
#### ◆ 従業員数

問 1 貴事業所の従業員数を教えてください。



#### ◆ 管理職の人数

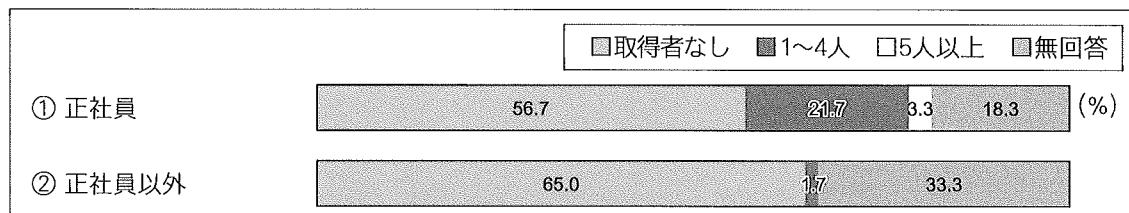
問 2 貴事業所の管理職の状況と管理職のうち女性管理職（課長相当職以上）の状況について教えてください。



### 休業制度など

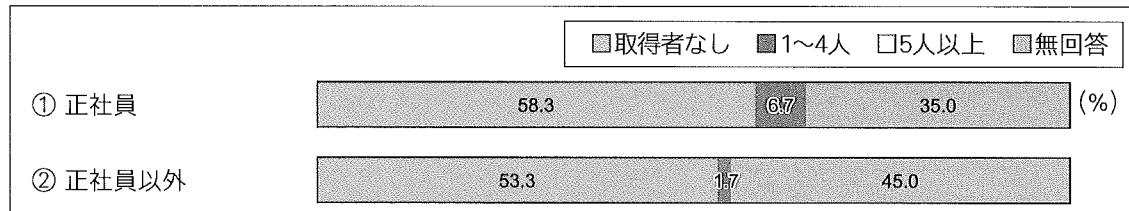
#### ◆ 育児休業の取得状況（育児休業制度を実施していると回答した事業所のみ）

問 4(2) 育児休業制度の取得状況を教えてください。正社員、正社員以外（臨時社員・パート・派遣社員）で異なる場合は、それぞれ教えてください。



#### ◆ 介護休業の取得状況（介護休業を実施している事業所）

問 5(2) 介護休業制度の取得状況を教えてください。正社員、正社員以外（臨時社員・パート・派遣社員）で異なる場合は、それぞれ教えてください。



## 資料

### 職場環境

#### ◆ 職務等

問8 貴社の職種の場合、男女問わず能力を発揮することができますか。

- 男女が発揮できる職務で実際にそうなっている
- 男女が発揮できる職務だが実際は男性が能力を発揮
- 男女が発揮できる職務だが実際は女性が能力を発揮
- 男女が発揮できる職務ではなく、実際にそうなっている
- 無回答

26.7 41.7 5.0 21.7 5.0 (%)

#### ◆ 仕事内容の満足度調査

問9 仕事内容の満足度などの調査をしていますか。その調査をどのように活かしていますか。

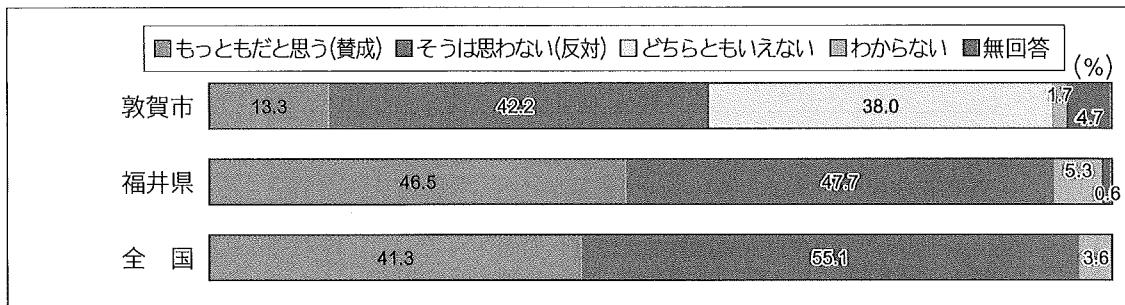
- 定期的に実施、満足度向上に活かしている
- 定期的に実施、効率性向上に活かしている
- 実施したことはあるが、使い道がなかった
- 実施を検討している
- 実施したことなく、実施の予定もない
- 無回答

11.7 10.0 5.0 15.0 56.7 1.7 (%)

## ＜同様質問での福井県・国との回答の比較＞

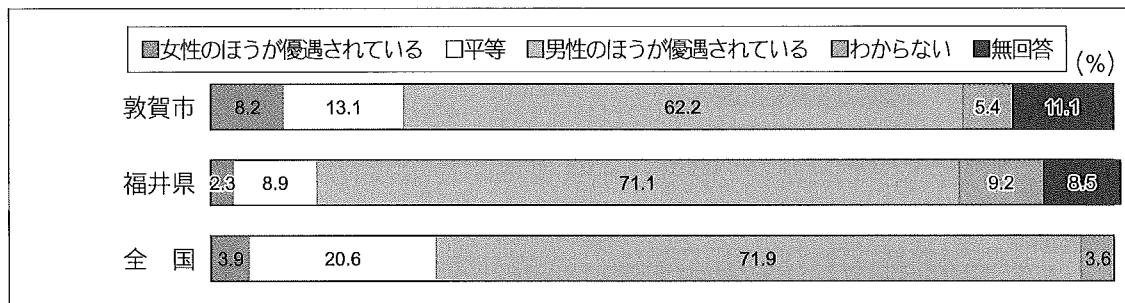
調査実施時期 福井県：H22.7.9～23 男女共同参画に関する県民意識調査  
国：H21.10.1～18 男女共同参画社会に関する世論調査

### ◆ 「男は仕事、女は家庭」という考え方



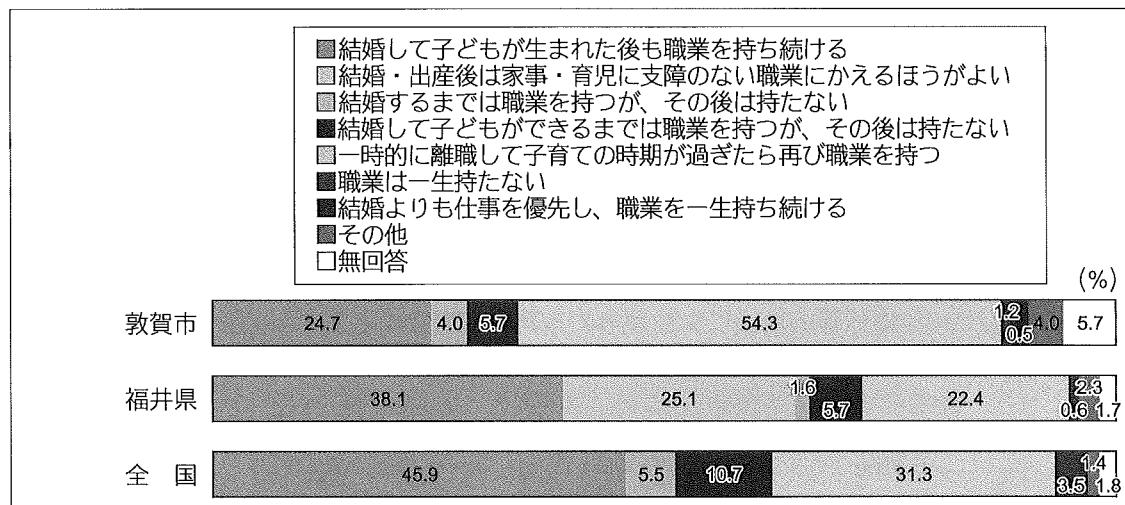
### ◆ 男女平等の実現度

社会通念、風潮



### ◆ 女性の仕事

女性の就業のあり方

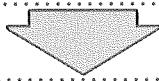


## 第3次男女共同参画基本計画の概要

### 経緯

男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

- 平成12年12月12日 第1次男女共同参画基本計画（閣議決定）  
17年12月27日 第2次男女共同参画基本計画（閣議決定）  
21年3月26日 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」について内閣総理大臣から諮問  
22年7月23日 男女共同参画会議（内閣総理大臣に答申）



- 平成22年12月17日  
・男女共同参画会議  
（第3次男女共同参画基本計画案の諮問・答申）  
・閣議決定

※2020年までを見通した長期的な政策の方向性と、2015年度末までに実施する具体的な施策を記述

### 特徴

#### ① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

- 「男性、子どもにとっての男女共同参画」
- 「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」
- 「高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」
- 「科学技術・学術分野における男女共同参画」
- 「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」

#### ② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

- 現行の第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目（延べ109項目）の「成果目標」を設定

※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的な施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準

#### ③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

- 中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
- 政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

#### ④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

- 女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

## 第3次男女共同参画基本計画における主な施策

### 重点分野

(★が付いているのは新設分野)

#### 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
- ・クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討

#### 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- ・税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討
- ・調査・統計における男女別情報の充実

#### 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

#### 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・M字カープ問題の解消に向けた取組の推進
- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
- ・女性の活躍による経済社会の活性化

#### 第5分野 男女の仕事と生活の調和

- ・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備

#### 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- ・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
- ・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

#### 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

- ・セーフティネット機能の強化
- ・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

#### 第8分野 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

- ・障がい者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

#### 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ・性犯罪への対策の推進

#### 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- ・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
- ・性差に応じた健康支援

#### 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ・男女平等を推進する教育・学習の充実
- ・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

#### 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

- ・働きやすい環境整備に向けた取組の支援
- ・女性研究者の採用・登用の促進

#### 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- ・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援

#### 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

- ・地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- ・防災における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

#### 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ・条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知
- ・ジェンダー主流化によるODAの効果的実施

### 推進体制

- ・国内本部機構の強化
- ・第3次男女共同参画基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

## 資料

# 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 法律第 78 号)

## 目 次

### 前 文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

### 附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総 則

### 【目的】

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### 【定義】

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### 【男女の人権の尊重】

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### 【社会における制度又は慣行についての配慮】

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影

響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

【政策等の立案及び決定への共同参画】

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

【家庭生活における活動と他の活動の両立】

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

【国際的協調】

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

【国の責務】

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【国民の責務】

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

【法制上の措置等】

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

【年次報告等】

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

【男女共同参画基本計画】

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

## 資料

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### 【都道府県男女共同参画計画等】

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 【施策の策定等に当たっての配慮】

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### 【国民の理解を深めるための措置】

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### 【苦情の処理等】

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### 【調査研究】

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

### 【国際的協調のための措置】

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【地方公共団体及び民間の団体に対する支援】

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進について行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

### 【設置】

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

### 【所掌事務】

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 
- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるとときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**【組織】**

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

**【議長】**

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**【議員】**

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

**【議員の任期】**

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

**【資料提出の要求等】**

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**【政令への委任】**

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に必要な事項は、政令で定める。

**附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄**

**【施行期日】**

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

**【男女共同参画審議会設置法の廃止】**

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

## 資料

---

### 附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

#### 【施行期日】

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

#### 【委員等の任期に関する経過措置】

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

#### 【別に定める経過措置】

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

### 附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

#### 【施行期日】

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

# 敦賀市男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 24 日

## 目 次

### 前 文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)
- 第 2 章 男女共同参画に関する基本的施策(第 9 条—第 16 条)
- 第 3 章 男女共同参画に関する具体的施策(第 17 条—第 20 条)
- 第 4 章 敦賀市男女共同参画審議会(第 21 条—第 23 条)
- 第 5 章 雜則(第 24 条)

### 附 則

天然の良港に恵まれ、古くから海陸交通の要衝である敦賀市は、豊かな自然環境の中で国内外の文化を受け入れ、「命のビザ」で入国して来たユダヤ人難民を温かく迎えるなど様々な人々との交流を重ね、人情厚く進取に富んだ人柄をはぐくみながら独自の文化を創造し、発展してきた。本市が目指す将来都市像「世界とふれあう港まち 魅力あふれる交流都市敦賀」を実現するため、男女を問わず市民が一体となってまちづくりに取り組んでいる。

このような敦賀市にあって、女性の就業率は高く、家庭においても女性が、家事、育児等の主たる担い手となっている。しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等があり、方針決定への女性の参画の状況においても偏りが見られ、女性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。

これらを踏まえ、男女の意識改革や家庭と仕事等の両立を図るとともに、その個性と能力を十分に發揮し、社会のあらゆる分野において、ともに責任を担い利益を受けることができる男女共同参画社会を実現する必要がある。

ここに、私たち市民は、日本国憲法、女子差別撤廃条約及び男女共同参画社会基本法にのっとり、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、それぞれが連携して男女共同参画社会を築き上げることを決意し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総 則

### 【目的】

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### 【定 義】

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

## 資料

- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼすものをいう。

### 【基本理念】

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人として能力を発揮できるよう配慮されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担を反映する社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と職業生活等が両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、国際的協調の下に推進されるよう努めなければならないこと。

### 【市の責務】

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、市民の参加機会を最大限設け、施策の実施に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画社会の形成に配慮した教育が行われるよう努めるものとする。

### 【市民の責務】

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【事業者の責務】

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動との両立に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【性別による権利侵害の禁止】

第7条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

### 【情報に関する留意】

第8条 何人も、公衆に表示する広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現を行わないよう努めるものとする。

## 第2章 男女共同参画に関する基本的施策

### 【基本計画】

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう配慮するものとする。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

### 【推進体制の整備】

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

### 【調査研究】

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

### 【相談及び苦情の処理】

第12条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為についての相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

3 市長は、前項に規定する申出の処理に当たり、必要があると認めるときは、敦賀市男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

### 【民間団体等への支援】

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

### 【拠点施設の設置】

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施、相談、啓発、研修等あらゆる活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

### 【国際的協調】

第15条 市は、国際的な男女共同参画に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画の視点に立ち、外国人と相互の理解と交流を図り、国際的協調に努めるものとする。

### 【年次報告】

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

## 第3章 男女共同参画に関する具体的施策

### 【政策の立案及び決定における積極的改善措置】

第17条 市は、附属機関等の委員の構成に関し、男女の数に配慮するよう努めるものとする。

2 市長は、女性職員の積極的な職域拡大、登用及び能力開発に努めるものとする。

### 【市の施策等】

第18条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うよう努めるものとする。

(1) 職業生活、地域活動及び家庭生活において性別を問わず両立しやすい環境の整備

(2) 女性に対する暴力の防止、被害を受けた者に対する相談、一時保護その他必要な支援

(3) 生涯を通じた男女の健康、母性の保護及び子育ての支援

## 資料

(4) 市民及び事業者の理解を深めるための広報活動

2 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の参画状況の報告を求めることができる。

### 【表彰】

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関して、その功績が特に顕著な市民及び事業者に対して、表彰を行うことができる。

### 【男女共同参画推進員】

第20条 市長は、男女共同参画の推進を図るため、地域及び事業所に啓発活動を行う男女共同参画推進員を置くことができる。

## 第4章 敦賀市男女共同参画審議会

### 【設置】

第21条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議を行うため、敦賀市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### 【所掌事務】

第22条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

### 【組織】

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の代表者

(3) 公募による市民

(4) その他市長が必要と認める者

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることがある。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雜則

### 【委任】

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### 【施行期日】

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

### 【経過措置】

2 この条例の施行の際現に策定され、公表されている男女共同参画の推進に関する市の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第9条の規定により策定され、公表されたものとみなす。

### 【特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正】

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年敦賀市条例第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 第2次つるが男女共同参画プラン策定委員会 委員名簿

	氏 名	団 体 (所 属) 名	推 薦 区 分
委 員 長	井 上 武 史	福井県立大学地域経済研究所	学 識 者
副委員長	林 恵 子	N P O 法人子育てサポートセンターきらきらくらぶ	市民活動団体
委 員	石 丸 寛	敦賀市役所	敦賀市男女共同参画推進員
委 員	板 垣 晃	市民吹奏楽団	市民活動団体
委 員	高 橋 映	(株) アイケープラスト	敦賀市男女共同参画推進員
委 員	靄 野 矩 子	敦賀市人権擁護委員	敦賀市男女共同参画審議会
委 員	平 澤 義 幸		公 募
委 員	前 枝 里 子	敦賀セメント(株)	敦賀市男女共同参画推進員
委 員	前 田 待 子	北地区区長会	敦賀市男女共同参画推進員
委 員	森 木 ひろこ		公 募
委 員	森 田 勝 子	つるがまちづくり萩の会	つるが男女共同参画ネットワーク
委 員	森 田 芳 樹		敦賀市男女共同参画審議会
委 員	山 口 優	福井県民生協敦賀ブロック	つるが男女共同参画ネットワーク
委 員	山 崎 裕 治	松原地区区長会	敦賀市男女共同参画推進員
委 員	吉 岡 潤 子	敦賀市役所	敦賀市男女共同参画推進員
委 員	吉 田 未 会 子		公 募

(敬称略、委員は 50 音順)

## 資料

### 第2次つるが男女共同参画プラン策定にかかる経緯

実施日	会議等	内容
21 年 度	4月30日	委嘱式・第1回策定委員会 ・市長から委員長に諮詢 ・策定についての概要説明
	5月28日	第2回策定委員会 ・現プランについての意見交換 ・市民及び事業所意識調査の設問についての調査
	6月30日	第3回策定委員会 ・男女共同参画推進講演会聴講及び講師との懇談会 ・市民及び事業所意識調査の調査票について
	7月28日 8月7日	第4回策定委員会 ・市民及び事業所意識調査の調査票確定 ・第2次プランの構成について
	8月17日～ 31日	男女共同参画に関する意識調査 市民1,000名及び事業所100社を対象に意識調査を実施
	9月3日	第5回策定委員会 現プランの基本目標1について
	9月30日	現プランの基本目標2について
	10月21日	現プランの基本目標3について
	11月24日	現プランの基本目標4について
	2月6日	現プランの基本目標5について ・市民及び事業所意識調査の結果(分析)報告
22 年 度	3月16・18日	第10回策定委員会 第2次プラン体系(案)について
	4月28日	第1回男女共同参画審議会 第2次プラン策定についての中間報告
	5月17日	第11回策定委員会 第2次プラン体系(第2案)について
	7月9日	第12回策定委員会 第2次プラン体系(第2案)詳細、計画項目の検討について
	8月4・6・9日	第13回策定委員会 第2次プラン草案について説明及び意見交換
	8月28日～ 9月6日	委員個別対応 第2次プラン草案修正について意見提出、再修正後委員会案確定
	10月13日	第2回男女共同参画審議会 第2次つるが男女共同参画プラン策定委員会案についての説明と意見交換
	10月25日～ 11月7日	パブリック・コメント 第2次つるが男女共同参画プラン策定委員会案を市内12ヶ所で閲覧及び敦賀市ホームページに掲載し、意見募集
	11月17日	第1回男女共同参画推進会議 (委員会と幹事会) 第2次つるが男女共同参画プラン策定委員会案についての説明と意見交換
	11月25日～ 12月15日	男女共同参画推進員研修会とプラン説明会 第2次つるが男女共同参画プラン策定委員会案についての説明と意見交換(地域推進員と一般市民を対象、市内4ヶ所にて)
	1月19日	男女共同参画推進員研修会とプラン説明会 第2次つるが男女共同参画プラン策定委員会案についての説明と意見交換(事業所推進員を対象)
	2月9日	第14回策定委員会 第2次つるが男女共同参画プラン策定委員会案に対する意見の取り扱いについて意見交換、修正後最終案確定
	3月1日	第3回男女共同参画審議会 第2次つるが男女共同参画プラン(案)についての報告
	第2回男女共同参画推進会議 (委員会と幹事会)	第2次つるが男女共同参画プラン(案)についての報告
	3月11日	答申 第2次つるが男女共同参画プラン(案)を委員長から市長に答申



発行  
敦賀市企画政策部市民協働課  
平成23年3月

敦賀市三島町2丁目1-6  
敦賀市男女共同参画センター内  
TEL 0770-23-5411  
FAX 0770-23-5662